

2024 年 8 月吉日

株主の皆様へ

NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社

株式分割に関するよくあるご質問

当社は、2024 年 8 月 9 日開催の取締役会において株式分割を決議いたしました。

株式分割につきまして、株主様により深くご理解いただくため、「株式分割に関するよくあるご質問」をご用意いたしました。

Q 1. 株式分割を実施する理由は何ですか？

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整えることです。それにより、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ってまいります。

Q 2. 資産の価値に影響を与えないのですか？

株式分割の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主様がお持ちの株式の資産価値が変わるものではありません。

保有する株式の数は 3 倍に増加しますが、1 株あたりの純資産額は 3 分の 1 に減少します。

Q 3. 所有株式数が増加するので、受け取ることができる配当金も増加しますか？

ご所有の株式数は 3 倍になりますが、2025 年 12 月期より 1 株あたりの配当金が 3 分の 1 となる予定ですので、今後の業績変動など他の要因を除いて、お受け取りになられる配当金の総額に株式分割が影響を与えることはございません。

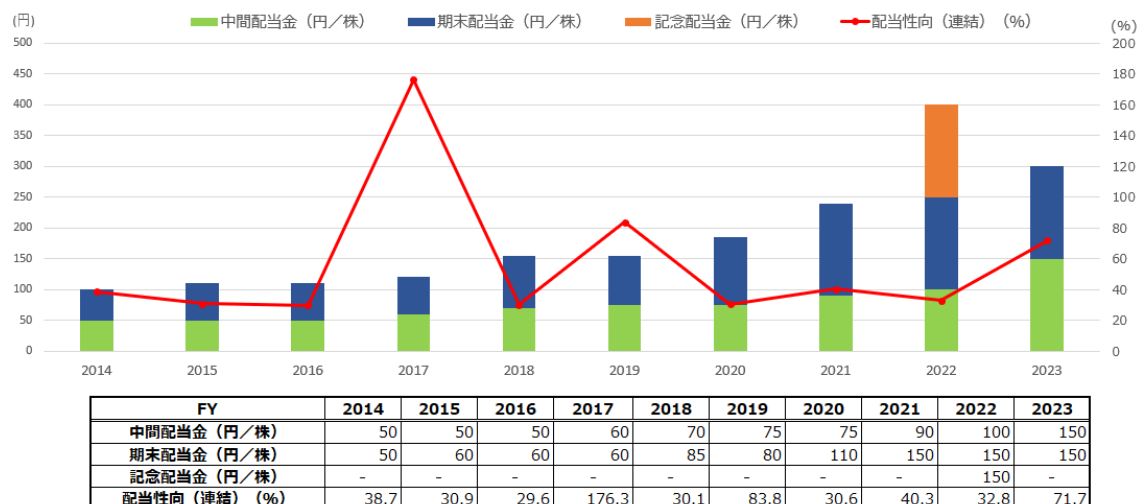
なお、詳細は決まり次第ご案内いたします。

【ご参考】当社の株主還元に関する考え方について

N X グループは、株主の皆さまへの利益還元を最重要施策の一つとして認識しております。グローバル市場での事業成長の加速と日本事業の再構築およびサステナビリティ経営の推進により、収益性と企業価値の向上を図るとともに、安定的かつ継続的な配当を実施し、利益還元の充実に努めてまいります。

なお、当社は過去に減配したことはなく（記念配当を除く）、無配の実績もございません。

～過去 10 年の 1 株当たり配当額と配当性向～



※当社は、2017 年 10 月 1 日を効力発効日として、普通株式 10 株を 1 株に併合いたしました。

上記グラフでは、時系列での比較を容易にするため、2018 年 3 月期中間配当金以前の 1 株当たり配当金につきましては、当該株式併合の影響を考慮した金額を記載しております。

Q4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

株主様が当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はございませんが、以下の点にご留意いただけます様、お願い申し上げます。

【単元未満株式の取扱い】

株式分割後の 100 株未満の株式は単元未満株式となります。単元未満株式と単元株式との間の大きな相違点は、単元未満株式については、取引所市場で売買できないこと、および株主総会での議決権がないことです。単元未満株式についても、引き続き株式を保有し続けることおよび配当金をお受け取りいただくことは可能です。

また、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、株主様が所有する単元未満株式を買い取ることを当社に対し請求できる、いわゆる単元未満株式の買取制度をご利用いただくことができます。

具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座で株式をご所有の株主様は、口座をお持ちの証券会社へお問い合わせください。特別口座で株式をご所有の株主様は、特別口座の口座管理機関である三菱 UFJ 信託銀行株式会社までお問い合わせください。

なお、単元未満株式をご所有でない株主様は、当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。

Q5. 株式の売買停止期間はありますか？

売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の株価・保有株式数でのお取引は 2024 年 12 月 26 日（木）までとなります。12 月 27 日（金）から新しい株価・保有株式数でのお取引となります。

なお、単元未満株式の買取請求停止期間は、2024 年 12 月 25 日（水）から 12 月 31 日（火）、買増請求停止期間は 2024 年 12 月 16 日（月）から 12 月 31 日（火）となっております。

Q6. 最低投資金額への影響はありますか？

最低投資金額は、理論上 3 分の 1 となります。

（ご参考） 株式分割前の当社株価が 7,500 円である場合の試算

株式分割前の最低投資金額 750,000 円（株価×単元株数）

株式分割後の最低投資金額 2,500 円（株価） × 100 株（単元株式数） = 250,000 円

Q7. 所有している株式数と議決権はどのようになりますか？

個々の株主様の株式分割後のご所有株式数は 2024 年 12 月 31 日時点の株主名簿に記録された株式数に 3 を乗じた株式数となります。また、議決権数は株式分割後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式分割の前後で、所有株式数および所有議決権数は次のとおりとなります。

	株式分割の効力発生前			株式分割の効力発生後		
	ご所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数	ご所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数
例①	100 株	－	1 個	300 株	－	3 個
例②	30 株	30 株	－	90 株	90 株	－
例③	60 株	60 株	－	180 株	80 株	1 個

・例①に該当する株主様は、特段の手続きの必要はありません。

・例②及び③に該当する株主様は、単元未満株式を所有されております。単元未満株式については、そのまま所有いただくことも可能であり、株式数に応じた配当金をお受け取りいただけますが、単元未満株式については株主総会の議決権がありません。また、ご希望により単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。

Q8. 株式分割のスケジュールを教えてください

2024 年 8 月 9 日（金曜日） 取締役会決議日

2024 年 12 月 26 日（木曜日） 現在の株価・所有株式数での当社株式売買の最終日

2024 年 12 月 31 日（火曜日） 株式分割の基準日

2025 年 1 月 1 日（水曜日） 株式分割の効力発生日

2025 年 1 月下旬 株主の皆様へ「手続き完了のお知らせ」発送

◆株式分割に関するお問い合わせ先◆

本分割に関しましてご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

<株主名簿管理人の口座管理機関>

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

東京都府中市日鋼町 1-1

電話：0120（232）711

（午前9時から午後5時まで。土・日・祝日等を除く。）